長崎市監査公表第7号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和2年11月25日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘

同 三 谷 利 博

同 西田実伸

同 山口政嘉

令和2年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

企画財政部 市民生活部 原爆被爆対策部 文化観光部 水産農林部 東総合事務所

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査 (定期監査) 及び行政監査

第2 監査の対象

部 局 名	所 属 名
企画財政部	移住支援室、開港 450 周年事業推進室
市民生活部	自治振興課、人権男女共同参画室、文化振興課、スポ
	ーツ振興課、平和マラソン推進室、交通事故相談所、
	小ヶ倉プール、網場プール、アーチェリー場、深堀体
	育館、三重体育館、野母崎体育館、三和体育館、琴海
	南部体育館
原爆被爆対策部	被爆継承課
	文化財課、サント・ドミンゴ教会跡資料館、南山手地
	区町並み保存センター、東山手地区町並み保存センタ
文化観光部	一、須加五々道美術館、南山手レストハウス、外海歴
	史民俗資料館、中の茶屋、ド・ロ神父記念館、高島石
	炭資料館、野口彌太郎記念美術館、心田庵
水産農林部	農業センター
東総合事務所	地域福祉課、地域整備課

第3 監査の範囲

令和元年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を 重点項目とした。

- 1 重点項目
- (1) 収入事務 使用料及び手数料に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 負担金、補助金及び交付金に係る一連の事務手続き 必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和2年4月3日から令和2年10月27日まで

第5 監査の着眼点

- 1 主な着眼点
- (1) 収入事務

ア 調定事務 使用許可等の手続き、減免の取扱い、調定の手続き

イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理

ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い

(2) 支出事務 補助金等の支出手続き、補助金交付要綱の整備状況

(3) 現金等管理事務 つり銭、切手及び IC カード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び 改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項(法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適 当と認めたもの)

1 収入事務について

(1) ブリックホール使用料に係る督促状の未発送及び延滞金の未徴収について

「文化振興課】

長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第2条第1項により、使用料等を納期限までに納付しない者に対しては、納期限後30日以内に督促状を発しなければならないと規定されているが、これを行っていなかった。

また、本来督促状を発し、同条例第4条第1項により督促を受けた者から延滞金を 徴収すべきであるが、督促状を発していないため徴収していなかった。

督促状の発送は債権管理の前提となる重要な行為であるため、条例の規定に基づき 適切に督促状を発し、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金の 徴収について適正な事務処理を行われたい。

(2) 長崎市民網場プールの団体利用について

「スポーツ振興課・網場プール」

長崎市民網場プールの団体利用については、長崎市民水泳プール条例施行規則第9条の規定により利用する日の7日前までに水泳プール団体利用許可申請書を提出し、同申請に係る許可をしたときは、水泳プール団体利用許可証を交付することと規定され、その際の使用料は長崎市民プール条例別表第2の団体使用料に規定する額となる。

しかし、長崎市民網場プールの団体利用について、水泳プール団体利用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、団体で利用させ長崎市民水泳プール条例別表第2に規定する団体使用料の額を徴収していた。

長崎市民網場プールの団体利用及び団体使用料の適用については、長崎市民水泳プール条例及び同条例施行規則の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 債権管理に関する事務及び法令等の遵守の徹底について

使用料に係る督促状の未発送及び延滞金の未徴収について指摘したところであるが、 今回のブリックホール使用料の場合、債権管理に対する認識不足や根拠なき前例踏襲に より、所定の事務手続きを行わなかったため、自主財源の確保が求められている中、本 来、歳入とすべき延滞金を徴収しなかったものである。

公金の債権回収業務が滞ることは、健全な公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、適切に納入している利用者に対して公平性を欠くものであるため、督促や延滞金 徴収の重要性をあらためて認識すべきである。

また、過去の監査報告においても、法令等の遵守の徹底及びチェック機能の強化について意見を述べているが、今回の監査においても、受託徴収者に対する事務手続きや補助金交付手続きなど、基本的な知識不足や安易な前例踏襲による事務処理誤りが依然として見受けられた。

法令遵守は職員の責務であることから、根拠規定を今一度確認し、常に適法かつ公正な事務処理の徹底に努められたい。